

明治期の女子初等教育不就学者対策 発展途上国に対する日本の教育経験の移転可能性に関する研究

卜部 朋

(元広島大学教育開発国際協力研究センター研究機関研究員)

はじめに

1996年5月のDACの会合において提示された「21世紀に向けた新開発戦略」では、開発戦略成功の必須条件の1つとして、初等・中等教育における男女の格差の解消が求められている。さらに1998年10月19日~21日にかけて行われた第2回東京アフリカ開発会議(Tokyo International Conference on African Development: TICAD)においても、アフリカの開発の鍵を握るものとして、女性のエンパワーメントが重要な課題として確認された。しかし多くの発展途上国では依然として女子の就学率は低迷している。

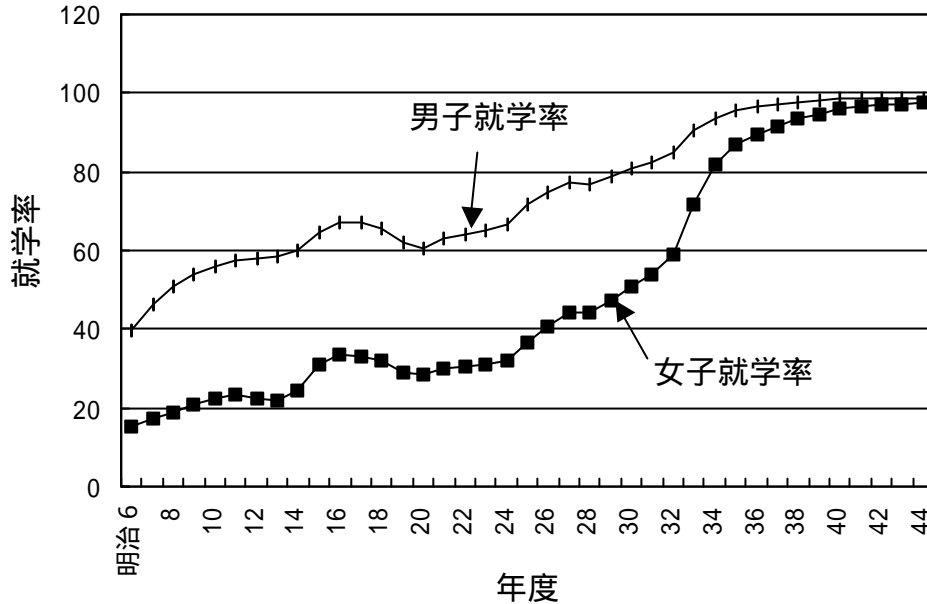
この問題の要因として、多くの国々に共通しているのは、貴重な労働力である子どもを学校に通わせることができないとする親の反発、高い授業料、教科内容と日常生活の間に接点がなく、学校に行く必要性が感じられないこと、女性に教育を与えるべきではないとする思想的土壌の存在、学校までの距離が遠く、通学が困難であること、等である。

一方、明治期の日本でも、明治期全般を通じて女子の不就学が深刻な問題となっていた(図1参照)。この要因として当時の雑誌記事などで指摘されていたのは、やはり

先に挙げた5点であった。このように共通の阻害要因が認められることから、それを克服してきた日本の経験は発展途上国の国々にとって十分に参考になりうると考えられる。しかし、これまでに行われてきた日本の女子教育研究は、「良妻賢母」論をはじめとする思想に関する研究や中等以上の女子教育機関の実態史研究、女子教育普及に寄与した人物に関する研究などが中心となっており、発展途上国のニーズに答えられるような研究は皆無に等しい¹⁾。そこで本稿では、日本の教育経験から発展途上国の女子の不就学問題解決の方法を探ることを目的とする。

日本では、女子の不就学問題解決のために様々な対策が提案され、講じられた。これらの対策の多くは、全国レベルではなく、各県・地域単位で行われていた。そこで本研究では女子の初等教育就学者数の各県毎の動向を明らかにした上で、1つの県に着目して就学向上のための対策と女子の就学者数の変動の相関を明らかにすることを試みた。この検討結果から、効果の高い方法を見出し、発展途上国の国々に対して提案することができると考えられる。また日本にとっても発展途上国に対する教育援助政策の指針を得ることができると考えられる。

図1 日本の義務教育就学率



注) 義務教育就学状況、海原徹『日本史小百科 学校』東京堂出版、平成8年より作成。

1. 各道府県別女子就学者数の動向

本章では明治期の女子就学状況を地方毎に概観する。

現在の都道府県がほぼ確定し、「小学校令」が公布された明治19(1886)年から6年ごとに明治43(1910)年までの各県の女子の初等教育就学者数動向を『文部省年報』の統計資料を用いて表1にまとめた³⁾。ここでは、各道府県別に尋常小学校在籍者数から男子を1とした場合の女子の比率(以下、女子就学比と略)を算出した。なお、各県を『文部省年報』にならって5つの地方部に分類した³⁾。第一地方部が関東、第二地方部が東北・北海道、第三地方部が近畿、第四地方部は中国・四国、第五地方部が九州に当たる。

表1より、次の二点を指摘することができる。

第一に明治19(1886)年時点では、地方部間の女子就学比に大きな格差があったことが確認できる。女子就学比が高かったのは、

京都・大阪・東京という江戸時代以来の大都市であった。各都市の女子就学比は、東京が0.737、大阪0.673、京都0.638であり、全国平均の0.423を大きく上回っていた。一方、女子就学比の低かったのは第二、第五地方部であった⁴⁾。女子就学比の高い地域は、いずれも江戸時代から商業活動が盛んな大都市であった。これに対し、女子就学比の低かった地域は、農業が主体であり、麻生が指摘するように⁵⁾、封建的な色彩の強い地域でもあった。麻生は、女子就学比の違いを封建主義と結びつけて説明しているが、江戸時代から続く基幹産業の違いも影響しているのではないかと考えられる。すなわち、商家の場合には女性も商売に携わることが多く、基本的な読み書きやそろばんは、不可欠であった。一方、農村部では、女性の主な役割は家事労働や農作業であった。この違いが、女子就学比の違いに影響していたものと考えられる。

表 1 各県別女子就学比動向

地方部	都道府県名	M19	M25	M31	M37	M43	
1	東京	0.737	0.786	0.795	0.958	0.956	
	神奈川	0.319	0.622	0.830	0.954	0.942	
	新潟	0.255	0.266	0.426	1.004	0.972	
	埼玉	0.381	0.397	0.540	0.977	0.930	
	千葉	0.335	0.414	0.647	0.962	0.958	
	茨城	0.298	0.380	0.558	0.944	0.882	
	群馬	0.522	0.622	0.762	0.991	0.929	
	栃木	0.473	0.437	0.615	0.948	0.931	
	静岡	0.520	0.563	0.728	0.945	0.942	
	山梨	0.296	0.354	0.554	0.950	0.931	
	長野	0.373	0.457	0.723	1.012	0.960	
		(平均)	0.414	0.467	0.646	0.970	0.943
2	北海道	0.342	0.433	0.541	0.873	0.849	
	宮城	0.293	0.415	0.613	1.010	0.940	
	福島	0.323	0.343	0.533	0.942	0.913	
	岩手	0.282	0.294	0.509	0.915	0.910	
	青森	0.175	0.191	0.407	1.004	0.871	
	山形	0.252	0.308	0.523	0.958	0.954	
	秋田	0.159	0.218	0.422	0.874	0.834	
		(平均)	0.265	0.319	0.513	0.936	0.891
	3	京都	0.638	0.665	0.831	0.936	0.940
大阪		0.673	0.683	0.789	0.870	0.879	
兵庫		0.509	0.565	0.764	0.963	0.946	
奈良		なし	0.698	0.936	0.991	0.935	
三重		0.530	0.660	0.802	0.961	0.951	
愛知		0.542	0.442	0.652	0.962	0.934	
滋賀		0.558	0.571	0.840	0.961	0.940	
岐阜		0.616	0.512	0.705	0.979	0.936	
福井		0.358	0.339	0.701	1.003	0.942	
石川		0.444	0.693	0.795	0.985	0.940	
富山		0.402	0.446	0.847	0.988	0.927	
和歌山		0.348	0.399	0.585	0.885	0.931	
		(平均)	0.532	0.561	0.763	0.955	0.932
4		鳥取	0.277	0.391	0.518	0.963	0.917
	島根	0.387	0.491	0.875	0.979	0.942	
	岡山	0.643	0.653	0.729	0.894	0.952	
	広島	0.5	0.567	0.701	0.959	0.944	
	山口	0.408	0.566	0.771	0.951	0.943	
	徳島	0.309	0.346	0.505	0.956	0.869	
	香川	なし	0.524	0.723	0.958	0.925	
	愛媛	0.459	0.470	0.645	0.929	0.936	
	高知	0.432	0.607	0.839	0.929	0.933	
		(平均)	0.464	0.533	0.710	0.943	0.933
5	長崎	0.249	0.360	0.539	1.019	0.931	
	福岡	0.293	0.430	0.764	0.952	0.918	
	大分	0.377	0.354	0.581	1.046	0.957	
	佐賀	0.302	0.396	0.580	0.981	0.945	
	熊本	0.415	0.380	0.617	1.001	0.941	
	宮崎	0.191	0.512	0.548	0.993	0.931	
	鹿児島	0.140	0.178	0.484	0.903	0.909	
	沖縄	0.023	0.193	0.468	0.833	0.805	
	(平均)	0.290	0.357	0.591	0.971	0.922	
	全国平均	0.423	0.466	0.659	0.957	0.927	

第二に各年度間の伸びに大きな差があることが挙げられる。全国平均を見てみると、明治 19(1886)年から 25(1892)年の 6 年間

では、0.043 ポイントしか変化しておらず、殆ど変動がなかった。これ以後、明治 25(1892)年～31(1898)年が 0.193、31(1898)

～37(1904)年が0.298と大きな伸びを示し、女子就学者数は男子とほぼ同等になっている。ここに至って女子の初等教育就学が一般的になったと考えられる⁶⁾。最も伸び率の大きかった明治31(1898)～37(1904)年の間は、特に第二、第五地方部で急激な伸びを示していた。各地方部の平均値を見てみると、第二地方部では0.423ポイント、第五地方部でも0.38ポイントの上昇と共に全国平均を大きく上回っていた。よってこの時期にこれら二つの地方部を中心に、就学率向上に関する何らかの活動が行われたか、或いは学齢児童を持つ親の意識に変化が起こったと推測される。明治37年時点でいくつかの県において、女子就学比が前回の調査時より大幅な伸びを示していることから、前年までに就学年齢に達していながら、学校に登録していなかった女子がこの頃に一斉に登録を行った可能性が高い。

以上、女子就学比動向より、女子の就学は明治31～37年の間で1つの転換点を迎え、女子の就学者が男子とほぼ同等レベルにまで上昇したことが確認できた。深谷昌志は、この時期に盛んになった全国的な女子の就学督促運動の結果と捉え、この就学督促運動の背景に3つの社会的な要因を挙げている。その3つの要因とは、「戦争体験」、「内地雑居」、「婦人労働の質的な変化」である⁷⁾。全国的な傾向を見た場合、深谷が指摘したような社会情勢が女子就学比の変動に大きく影響していると思われるが、明治31～37年前後の状況を見ていくと、女子就学比動向は県毎にかなりの違いが見られる。

そこで次章では、明治31～37年に女子就学比が極端に上昇した熊本県の動向に着目して、就学者数向上について具体的にどのような取り組みが行われていたのかを明らかにし、実際に何が有効な手だてとなり得たのかを考察する。

2. 熊本県における女子の初等教育就学者数向上対策

熊本では明治期を通して、女子の教育のどのような部分に関心が寄せられてきたのかを、昨年発行された『近代熊本女性史年表』(以下、『年表』と略)に現れた記事を通して検討する⁸⁾。

1) 『近代熊本女性史年表』の女性に関する教育記事の数量的分析

『年表』の「教育・文化・言論」の部分より、「学制」が発布された明治5(1872)年から明治末年までの42年間の教育記事を抜き出すと、429項を確認することができた。これは「教育・文化・言論」欄の総記事数511の実に84%に当たる。このように教育関連記事が数多く残されていたことから、明治期においても教育への関心が高かったことが窺われる。

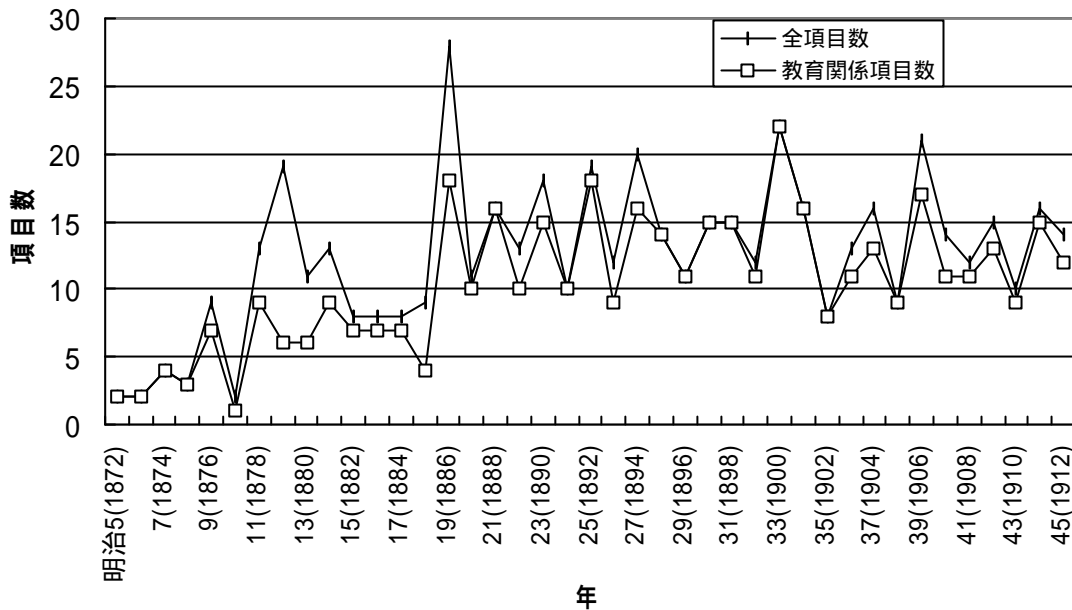
なお、ここで抜き出した教育記事には、女性と関係するありとあらゆる記事が対象に含まれている。具体的には、女性教師や女子学生に関する記事、裁縫科・家事科・産科など女性を対象とする学問、師範学校や小学校の女子部などが含まれていた。

【年別教育関連記事数の動向】

『年表』の教育関係記事数が、毎年どのように変動しているのかを示したのが、図2である。この図によると、明治19(1886)年以降に教育関連記事が大幅に増加している。この年以降では記事数が10を下回ったのは4年間だけであり、最低でも8であった。この画期となった明治19(1886)年は森文相によって諸学校令が制定された年である。この法令により漸く各学校の基盤が整ってきたことが、教育に関する記事の増加に繋がったと思われる。

また明治29(1896)年～35(1902)年間の「教育・文化・言論」欄の記事は、すべて教育関連記事であった。

図2 「教育・文化・言論」の項目内の教育関係項目数



この期間中の明治 33(1900)年の教育関連記事数は 22 で、明治年間を通して最多であった。記事数 22 というのは、総記事数で見ても明治 19(1886)年の 28 について 2 番目に多い。これより明治 33 年は、教育にまつわる興味深い事象が数多く起こった年であったといえる。

明治 33 年頃というのは学校令後期にあたり、「制度上また実質上からみても、わが国の初等教育は、この期において整備され顕著な発展を遂げたとみることができる」と評価されている時期である⁹⁾。明治 33(1900)年は、初等教育の根幹に関わる「小学校令」の全面改正や「小学校令施行規則」の制定などがおこなわれた年で、初等教育段階における就学の義務と授業料無償の原則が打ち出された。いわば初等教育が実質的に義務就学となった年であった。この年の『九州教育雑誌』は¹⁰⁾、この小学校令の改正内容について、その紹介や批判など様々な観点から多くの紙幅を割いていた。しかし『年表』に収録されている記事には、

直接「小学校令」等に関する記述はなかった。これは『年表』が、女性関係の記事だけを集めていることに起因する。ちなみに『九州教育雑誌』では、「小学校令」の中でも授業料無償化について多くの記事が掲載されていた。授業料の無償化は、就学者数の増加に大きく寄与した一因と見なされているが、『九州教育雑誌』の記事は授業料を無償化実施が当時の各県にとってなかなか難しい問題であったことを伝えている。『九州教育雑誌』157号「雑報」には、「授業料無徴収の実況」と題した次のような記事が寄せられていた¹¹⁾。

小学校授業料の存廃は来年四月一日より実施する筈にて地方長官の認定に依りて定まるを以て此時期に至らざれば確定したるとは知り難しと雖も過日来茨城、宮城地方を巡回したる文部省高等官の語る処に拠れば市若くは町の如く家屋税、所得税に拠りて地方経済を立て居る土地にては已に地方税最高限度迄取立て居る処多く随て授業料全廃は頗る困難なるべしと雖も村部等の如く

重に地租に依りて経済を立て居る土地にては過半は来年度授業料無徴収を断行する処少なからず且つ全廃せざる市町部に於ても此際授業料を低減するは何れの土地も同様にして従来殆ど無徴収に等しき地方は此際断然授業料を全廃するに至るべし左れば目下の状況に依れば全国の半は無徴収に至る見込みなりと云ふ

ここに記されているのは授業料無償制の実施前の状況であるが、地方経済の基礎となる税金の状態によって、授業料の無償制の実施如何が定まる可能性が示されていることは注目に値する。すなわち授業料を無償にするには、これまで授業料で賄ってきた学校維持などに関する資金を所得税や家屋税や地租といった税金に上乗せする以外に方法がなかったのである。授業料全廃に関しては、『九州教育雑誌』第 154 号の「社説」でも義務教育の趣旨には適うと認めながらも、「地方市町村の負担重きに加へ、殊に教育費の負担に堪えざらんとする今日に於て、実際何程の利益あるかを知るに惑ふ、然れども市町村が授業料を徴収せずして学校を能く維持することを得ば、実に至極結構の事なり、地方財政の困難を訴へ、学校設備の不完全なる今日に於ては、授業料全廃は左程の急務にあらざりしが如し」と批判している¹²⁾。授業料の無償化は必ずしも住民負担の減少には繋がらなかったのである。よって授業料無償化が即、就学者の増大に繋がったとは考えがたい。

むしろ就学者数の増加には、初等教育に対する教育財政の配分方法が影響していると思われる。明治 33 年頃には、教育財政に関する法律が 4 つ制定されている。「教育基金特別会計法」(明治 32 年 3 月 22 日制定)、「小学校教育費国庫補助法」(明治 32 年 10 月 20 日)、「教育基金令」(明治 32 年 11 月 22 日)、「市町村立小学校教育費国庫補助法」(明治 33 年 3 月 16 日)の 4 つである。

これらはすべて学齢児童数や就学児童数を基準にして、国庫から補助金を配分することが定められていた¹³⁾。このことが就学督促に影響したのではないかと考える。

さて、『年表』の記事内容の考察に戻る。『年表』では、「小学校令」などに関するものかわりに子守教育や子守学級に関する記述が複数見られる。後述するが、子守は、女子の就学を妨げている最大要因として捉えられていた。子守学校・学級は、学齢児童の不就学解消と子守の対象となる幼児の教育環境の整備を目的として構想・実現された教育機関であった¹⁴⁾。「小学令」で就学の義務が明確に示されたことが、子守教育への興味という形で現れたと考えられる。

【出典別教育関連記事数の動向】

『年表』の記事が、どの程度当時の状況を反映しているのかは、その出典資料の性質の違いによって明らかにすることができる。『年表』の教育関連記事の出典資料は大きく分けて、新聞、雑誌、公文書、その他の 4 種に分類できる。その他は、『熊本県教育史』や各市町村史などの後世にまとめられた資料からの出典を示す。各分類の全体に占める割合は、新聞 58%、その他 31%、雑誌 8%、公文書 3%であった。

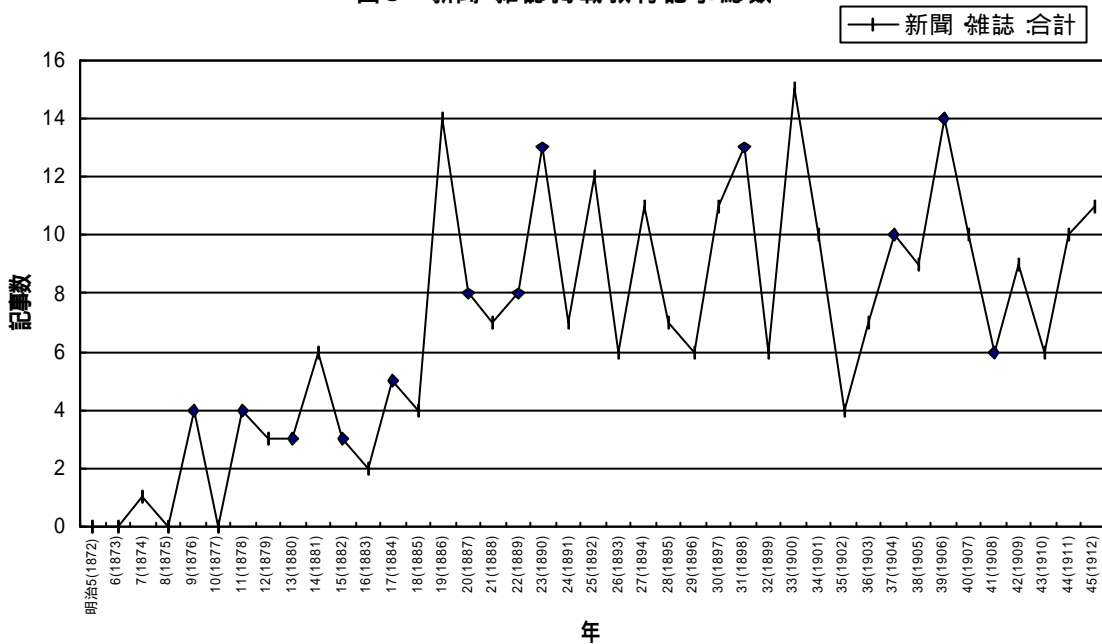
教育関連記事の掲載数が圧倒的に多かった新聞の中でも特に記事数の多かった「熊本新聞」と「九州日日新聞」の両紙を見ると、ほとんど教育新聞であるかのような錯覚を覚える。両紙共に紙面構成がよく似ており、「官省録事」・「県庁録事」(「熊本新聞」)や「熊本県公文」(「九州日日新聞」)と題されたトップ記事には県訓令や市公文として補習学校規則等が掲載され、論説や投書欄にも教育関係の記事が載り、広告欄には、新設校の紹介と生徒募集などが並んでいる。紙面を見る限り、熊本では教育への関心が高かったと考えられる。当時の新

聞や雑誌の記事が発行者の意識や読者のニーズを反映していると仮定するならば、熊本において教育は重要な関心事の1つであったと考えられる。

そこで当時の人々の教育に対する興味・関心の動向と新聞・雑誌に掲載された教育関連記事の総数の変動が軌を一にしている

と仮定し、図3に示した。これによると、明治33(1900)年の記事数が最多となった。これは、年別変動の折りに触れたのと全く同じ結果であった。よって明治33(1900)年という年は、当時の状況としても実際に教育への関心が高まった年であると考えられる。

図3 新聞・雑誌掲載教育記事総数



3. 熊本の女子教育関連記事の内容分析

1) 『年表』の教育関連記事の内容種別

ここでは、教育関連記事の内容に応じて、以下の9の項目に分類した。内容が複数項目にわたる場合は、延べ数で示す(図4参照)。

1. 「小学校・小学生関係」: 高等小学校、学校行事を含む。
2. 「女学校・女学生関係」: 中等レベルの教育機関の女子部等も含む。
3. 「教員・師範学校関係」: 教師個人の活

動、師範学校の行事等を含む。

4. 「不就学・就学督責関係」: 就学督責・不就学者数調べ・欠席原因等を含む。
5. 「子守関係」: 子守教育の活動紹介、子守教育論等を含む。
6. 「裁縫・家事関係」: 教員等を含む。
7. 「男女別学関係」: 高等小学校女子部の設置案、「男女別学論」等を含む。
8. 「女子教育論」: 論考のうちタイトルに女子教育と記されているもの。
9. その他

図4 教育関連記事の内容種別割合

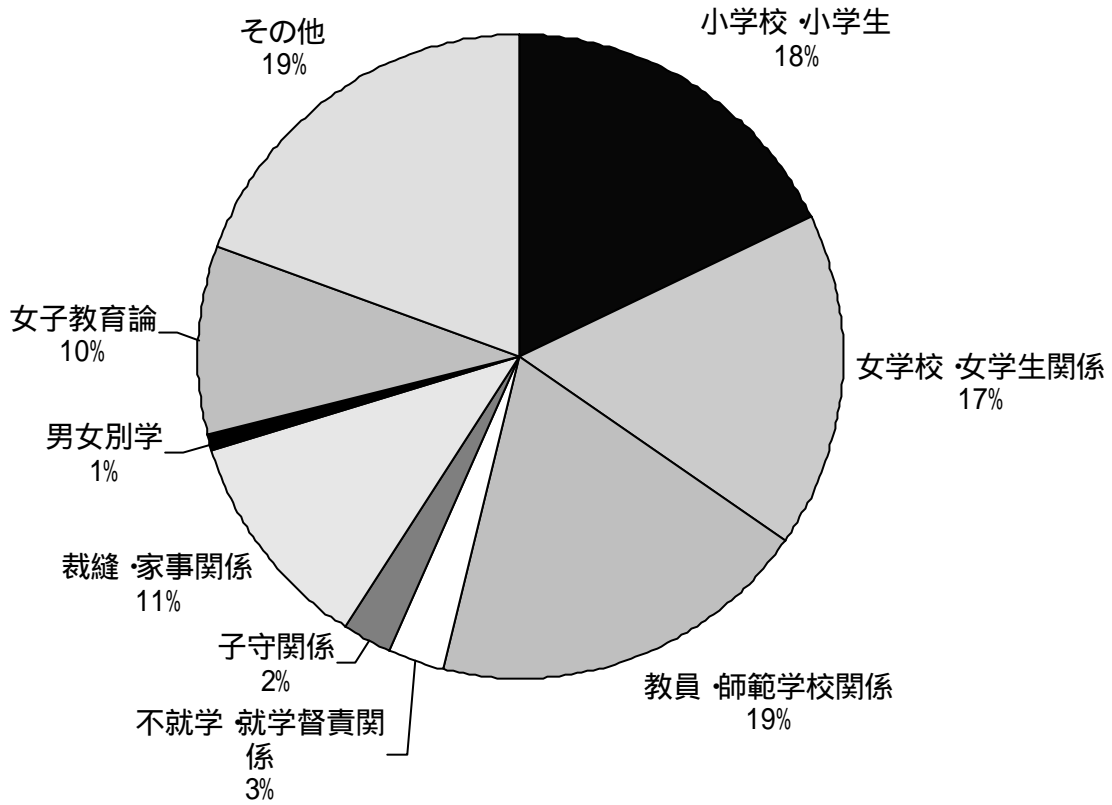
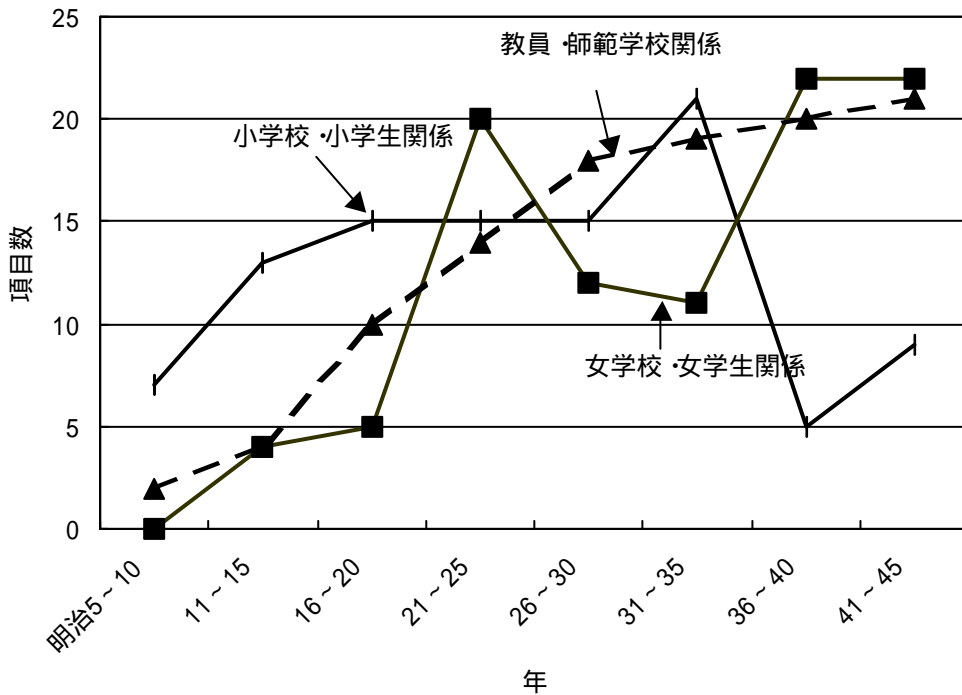


図5 学校関連記事項目数動向



以上の分類の中で項目数が突出して多かったものは、「教員・師範学校関係」(108)、「小学校・小学生関係」(100)、「女学校・女学生関係」(96)の3項目であった(括弧内は記事数)。各項目の記事数変動を図5に示す。最多数の「教員・師範学校関係」は、明治14(1881)年以降は、毎年コンスタントに関連記事が確認でき、常に教育記事の対象として関心を集めていたことがわかる。図5を見ると、「小学校・小学生関係」と「女学校・女学生関係」では、その記事数のピークの時期がずれていることがわかる。「小学校・小学生関係」は、明治35(1902)年に関連記事数が1になった後、記事数は最高でも3と低調であった。一方、「女学校・女学生関係」は、明治19(1886)年まで殆ど記事として出てこなかった。それが明治20(1887)年以降、年ごとに多少のばらつきは見られるが高い頻度で現れるようになっていく。特に35(1902)年以降は、「小学校・小学生関係」の記事数を常に上回って推移している。これは、明治35年以降、小学校に対する興味関心よりも、中等レベルの教育に関心が移っていったことを示しているといえる。

明治35年以降、熊本で初等教育が興味関心の対象とされなくなったのは、この頃、熊本での初等教育が次第に一般化し、女子の

就学率が安定してきたためであると考えられる。

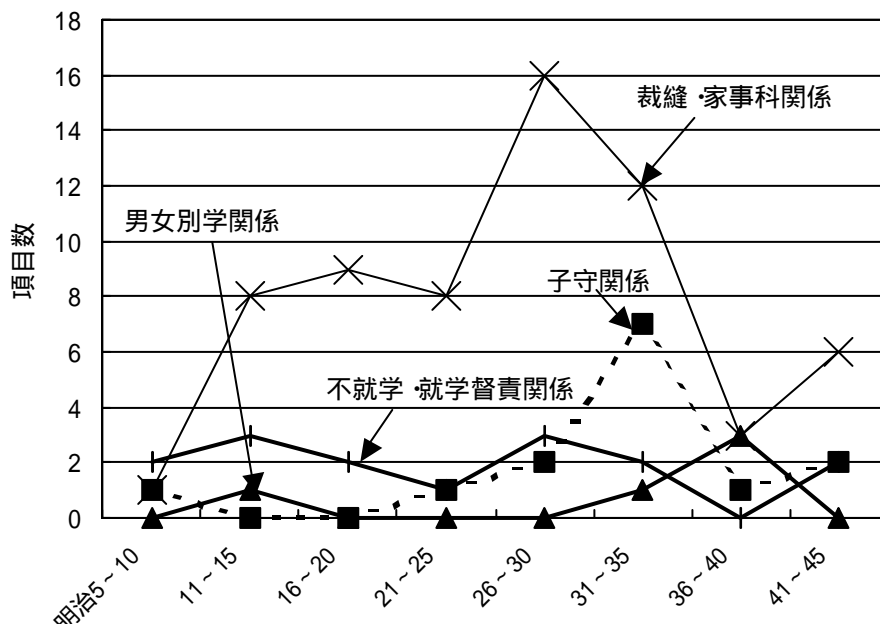
2) 初等教育の就学率向上策に関する記事次に初等教育の就学率に関係する項目に着目してみたい。「不就学・就学督責関係」、「子守関係」、「男女別学関係」、「裁縫・家事科関係」を1つの図にまとめたものが、図6である。各項目の年間記事数は、すべて5つ以下である。そこで5年間の記事数をまとめてその動向を示した。

これらの項目は、先行研究で、日本の女子教育普及に大きな役割を果たしたものと考えられていた項目である¹⁵⁾。しかし、その記事数を図に示すと、それぞれに特色が見られる。顕著なのは、「子守関係」であった。

まず「不就学・就学督責関係」について。この項目に関する記事数には時期的に幾つかの偏りが認められた。関連記事が確認されたのは、明治8(1875)年、明治14(1881)~16(1883)、明治25(1892)~26(1893)、明治29(1896)~32(1899)、明治43(1910)・45(1912)年の5つの時期だけであった。5期の内、明治43(1910)・45(1912)年の時期の記事は、他の4期と多少性格を異にしている。各期の特色は、以下の通りである。

- ・ 明治8(1875)年：2件とも不就学児を

図6 初等教育就学に関する記事数動向



就学させよとの県による布達であったこと。

- ・ 明治 14(1881)～16(1883)：不就学の理由に親の意識が関与していることを指摘し、理由無く子どもを就学させなかった親に罰則を与えると定められたこと。
- ・ 明治 25(1892)～26(1893)：県訓令として、「学令児童就学及び家庭教育に関する規則」と女子就学者数を増やすために裁縫科を設置すると定められたこと。
- ・ 明治 29(1896)～32(1899)：女子を就学させることの意義付けが行われるようになる¹⁶⁾。
- ・ 明治 43(1910)・45(1912)：これまで県単位であったのが、天草郡という一地方の女子の就学督責になったこと。就学ではなく小学校児童の欠席理由調べであったこと。

『年表』で見る限り、熊本では明治32(1899)年以降、全県挙げての女子に対する就学督責は収束し、後は地方ごとの取り組みに任せられるようになったと考えられる。『年表』には出てこないが、熊本では明治32年に就学率の良かった学校に就学奨励旗を授与することが定められていた。『九州教育雑誌』138号(明治33年1月15日)の「熊本彙報」には、就学奨励旗授与について次のように伝えている。

郡市長の上申に依り当局官吏を派遣して実際の調査をなさしめしに学齢簿の未だ整理せざる等のため調査上に時日を要し追々延引せしが客年末までに悉皆調査を了へ当時工業学校に於て之が染上げに着手せる由なり而して其奨励旗授与の校数は六十八校にして菊池郡最も多く全く授与せられざる郡も数校ありと云ふ

以上のことより、就学奨励旗授与に当たっ

て学齢簿の整理から始めたことがわかる。学齢簿の整理は、明治32年12月末に出された「熊本県学齢調査標準」¹⁷⁾に従って行われたと考えられる。このような実態調査が進んだ結果、不就学児が生じにくい状況が生まれたのではないかと推測される。

熊本県における就学奨励旗は、県令第10号「市町村立尋常小学校就学奨励旗授与規則」(以下、「就学奨励旗授与規則」と略)に従って授与された¹⁸⁾。「就学奨励旗授与規則」は、「小学校令」全面改正や教育財政に関する法律制定以前の明治32年3月2日に定められたことから、熊本独自の就学督励の必要性から提案されたものであると考えられる。同規則の第一条には、「市町村学齢児童ノ就学ヲ奨励シ小学教育ノ普及ヲ図ル為メ本規定ヲ設ク」と記されていた¹⁹⁾。第二条には、就学奨励旗を3等に分けること、それぞれ1等は学齢児童100人中90人以上、2等は100人中85人以上、3等は100人中80人以上の学校に授与すること等が記されていた。また第六条で、この奨励旗は、学校で儀式を行う場合には校内に掲げ、教員が生徒を引率して通行する場合には携えるようにと明記されていた。このように誰の目にも見える形で就学率が示されることにより、各校区間、地域間で就学督励競争が起こり、父兄の中でも急速に子弟の就学に対する意識が高まったのではないかと推測することができる。

「就学奨励旗授与規則」が制定される以前にも、県当局は「学齢児童就学規則」(明治19年)や「学齢児童就学及家庭教育に関する規程」(明治25年)、女子の就学を奨励する県訓令第82号(明治26年)を出している。県訓令第82号では、小学校の教科目になるべく裁縫を加える様にする、なるべく裁縫の正教員を採用するということなどが記されていた²⁰⁾。なお、『熊本県教育史』では、この県訓令の趣旨に従い、県

下の各町村の教育当事者が女子の就学督励に努めた結果、女子の就学が明治 25 年末には百人中 27.70 人であったのが、明治 30 年末には、41 人にまで伸びたとしている²¹⁾。しかし、これを女子就学比でみると、明治 25 年では、0.382 であったのが、明治 30 年には 0.570 になり、0.18 ポイント上昇している。しかし、「就学奨励旗授与規則」が出された明治 32 年の女子就学比と翌年の女子就学比を比較すると、明治 32 年では 0.709、33 年では 1.101 で、0.392 ポイント上昇している。この上昇要因を「就学奨励旗授与規則」の制定にだけ求めるのは短絡的であるが、可能性としてこの規則が女子の就学者数の増加を大きく後押しする役割を果たしたのではないかと考える。

次に「子守関係」について。この項目の特色は、明治 32(1899)年に 2 件、明治 33(1900)年に 4 件とこの時期に集まっていることである。明治 32(1899)年 5 月 31 日の「九州新聞」によると私立熊本県教育会総会において「女子教育の普及は、現状からみて子守教育実施が最適、修学年齢を 10 才以上とし雇主に必ず被雇者の就学を義務づけよ」と発表されている。明治 33(1900)年に子守教育に関する記述が増加した背景には、このような女子教育普及の方策としての子守教育への着目があったと考えられる。この着想は、明治 22(1889)年の時点で、すでに球磨郡春季教育会の中で宮崎維精によって主張されていた。明治 33(1900)年の記事 4 件の内 3 件は講演や論文であり、子守教育に関する具体的な情報を伝えていた。

子守教育についての論説等を積極的に掲載していた『九州教育雑誌』は、第 148 号(明治 33 年 6 月 15 日)の巻末で「子守教育欄の新設」と題して、次号より子守教育欄を新設する理由を次のように述べている。

今や子守教育は教育界の一大問題となれり然らば此に関して充分なる研究を

為すは焦眉の急務なり弊社茲に見る所あり大に子守教育の研究に資し進んで子守教育即ち年長者教育の普及せんことを図り本誌に子守教育の一欄を新設し該教育に関する四方特志の寄稿を歓迎するを以て陸續寄稿あらんことを切望す

ここには子守教育が「教育界の一大問題」と認識されるようになっていたこと、「子守教育 = 年長者教育」と捉えてその普及を目指すことが明記されている。「子守教育 = 年長者教育」という考え方は、「熊本教育会総集会」中の談話「学齡中に於ける年長就学者を教育すなる方法」にも現れる。談話の中で中川文太郎は、自身の勤務する伊倉小学校で行われている子守教育の経験から、「年長就学者とは大概子守にして其数七十人あり(中略)生徒の年齢長じ或は十八歳位のものあればなり」と発言している²²⁾。また 149 号の「雑報」には、「県下に於ける年長就学者取扱概況」が掲載されている²³⁾。これによれば、各地の年長就学者は大概女子で子守児童であること、殆どの地域で子守児童の増加によって従来の教室が狭隘になって仮教室を設ける等の対策を採り始めていることが報告されている。これより熊本では、この頃になって就学する子守児童が急増したことがわかる。このことが熊本における女子初等教育就学者数の急激な増加の一因になったと考えられる。この子守児童の急増が、表 1 で明治 37 年に熊本の女子就学比が 1 を越えた要因になったと考えられる。女子就学比が 1 を越えるということは、通常では考えにくい現象である。それが現実に起こったということは、前年までに就学年齢に達していながら、それまで学校に登録を行っていなかったものが、この年になって登録を行ったことが原因として考えられる。このことは、『文部省年報』から算出した女子就学比が、明治 33 年に 1

位、2位を占めた熊本(1.101)、宮崎(1.052)において、その前年の女子就学比が、熊本では0.709(25位)、宮崎0.587(36位)であったことから想像に難くない。

この子守児童の増加の要因には、子守教育に対する関心が高まったこと、子守児童を取り巻く環境の変化、子守児童を学校教育する時の細かい教育的配慮が考えられるようになったこと、等が挙げられる。実際、「子守教育」欄が新設された149号に所収されている視学・阿部東作の子守教育に関する談話は²⁴⁾、「教室」「黒板」「教授細目」の3部構成からなり、子守教育を行う上での注意点や具体的な教育内容や方法が盛り込まれていた。さらに150号の「子守教育」欄では、脇本尋常小学校の「子守教育教科課程及毎週教授時間表」が取り上げられており、子守教育の実践例が伝えられている²⁵⁾。151号では鹿児島県中出水尋常高等小学校の「子守教育に関する調査概要」が掲載され、子守児童へのアンケート調査の結果などが示されている²⁶⁾。この調査概要は他県のものであるが、子守児童を取り巻く環境にも注目した報告書となっていた。熊本だけではなく、近隣県の子守教育の状況までも紹介するという姿勢が、当時の子守教育に対する関心の高さを窺わせる。

第三に「裁縫・家事科関係」記事について。この項目が極端に多いのは、中等レベルの教育機関の裁縫教育や裁縫の教員についても含まれているからである。裁縫科の小学校設置を巡っては、明治25(1893)・26(1894)年の段階では、女子の就学者数が少ないことから実用に適さないとして、必ずしも裁縫科を設ける必要はないと考えられていた。それが、明治43(1910)年に天草郡長から出された諮問「本郡教育の発展改善策」に対する県教育会天草支部長の答申の中には、「裁縫専科の教員を置くこと、女子の就学出席を促し一面には補助教員を得

るため」とあり²⁷⁾、裁縫科は女子の就学率を上げるためというよりもむしろ女子の就学出席を定着させる手段として捉えられていたことがわかる。

第四に「男女別学関係」についてであるが、これは就学率上昇の要因と考えられている他項目と違い時期が多少ずれている²⁸⁾。他の要因が盛んに取りざたされていた明治33(1900)年頃ではなく、その前後に現れている。明治31(1898)年の記事は、男女教育分設を市町村に指示した県の訓令であった。この訓令では、男女別の学校を設けて、ますます女子に適切な女子教育を行うように求めている。その後、男女別学に関する記事が確認できるようになるのは、明治36年以降のことで、女子の就学者数が一定以上増えてからのことであった。これは女子就学者が増加してきたことで、男子と分けても一つのクラスが出来るようになったことを受けて出てきた話題であると考えられる。

まとめ

明治期を通じて初等教育段階における女子就学者数の変動が各県別に大きく異なっていたことを確認した上で、熊本県に着目して女子の就学者数の変動と具体的な就学者数向上のための対策との相関を調査した。

熊本で行われた女子の初等教育就学者数向上のために行われた具体的な対策について、『年表』をもとに女子の教育に関わる分野の教育記事数を見ていくことで当時の人々が興味関心を持ったのかを数量的に分析した。分析の結果、明治33(1900)年が教育関連記事総数のピークに当たり、記事内容としては明治35年を画期として、人々の興味が小学校から中等レベルの教育機関に移ってきたことが明らかになった。つまり、教育への関心が最も高くなった明治33(1900)年から、初等教育への興味が薄くなってきた明治35年の間で、熊本における

女子の初等教育就学が一般化したと考えられる。

そこで、明治 33(1900)年に焦点を当てながら、これまで先行研究などで指摘されてきた女子初等教育就学率の向上対策の内「不就学・就学督責関係」「子守関係」「男女別学関係」「裁縫・家事科関係」の分析を行った。これによると熊本では、「不就学・就学督責関係」「子守関係」が、就学者数増大の直接的な対策となったと推測される。まず、就学督責で学齢児童の悉皆調査を行ったことで、就学の実態が明らかになり、就学督責がやりやすくなったことが挙げられる。また、これまで子守学校の研究では全く知られていなかったことであるが²⁹⁾、熊本でこの子守教育を積極的に活用してこれまで不就学状態にあった児童を学校に取り込んだことが、女子の就学者数の押し上げに貢献していたのであった。一方、「男女別学関係」と「裁縫・家事科関係」は、女子の就学者数がある程度増加した後で、その出席を定着させるための手段として捉えられていたようである。

以上のように、熊本という一地方を対象として取り上げることで、これまで一般的に女子の就学者数向上のための対策として考えられていたものが、必ずしもすべて同列に捉えられないことが明らかとなった。これにより、発展途上国で初等教育普及のための対策を考える場合、対象とする地方の状況を見ながら熊本で行われたような幾つかの具体的な対策を組み合わせることを考えていく必要があると考える。最後になるが、ここで挙げたような様々な対策は、明治日本の中でも熊本という地域が置かれていた状況において有効であったことを忘れてはならない。特に急激に女子の就学比が上昇した明治 30 年代は、深谷が指摘していたように、日清戦争の勝利に沸き、ナショナリズムが台頭してきた時期に当た

り、富国強兵の基として、女子の教育レベルの向上が取り沙汰されてくる時期でもある。このことが、女子の就学比向上に寄与したことも否めない。そのため明治の日本で行われた女子就学者数向上のための対策をそのまま対象国に移転するのではなく、時代的、文化的、思想的な背景の違いも充分に考慮に入れておかななくてはならないことを付け加えておきたい。

注

1) 初等教育の就学に関する研究としては、深谷昌志の研究や麻生千明の一連の研究がある。

深谷は、『良妻賢母主義の教育』(黎明書房、初版 1966 年、増補版 1990 年)において、女子教育の普及を良妻賢母論との関わりから述べている。

また彼は、「日本女子教育史」(世界教育史研究会編『世界教育史体系 34 女子教育史』、講談社、1977 年、202~330 頁)で、明治期の初等教育の普及状況に関して地方ごとの就学督促の動きや女子就学のための施設などに着目しているが、例として地方の動きを取り上げており、明治期を通じてその地方の女子就学率がどのように変動したかについては触れられていない。

麻生の女子初等教育に関する主な研究は以下の通りである。

・「明治前期東北地方における女子の就学状況と女子教育観に関する一考察 その 1・女子の学問の不要視と男子共学の可否をめぐる問題」『弘前学院大学・短期大学地域総合文化研究所紀要 第 9 号』1997 年。

・「明治期における学齢女子の不就学要因としての遊芸の稽古と子守についての考察 明治前期東北地方における女子の就学状況と女子教育に関する一考察・その 2」『弘前学院大学・短期大学地域総合文化研究所紀要 第 10 号』1998 年。

・「明治期小学校における裁縫科の導入展開・実施状況と裁縫見習による中途退学の考察 明治期東北地方における女子の就学状況と女子教育観に関する考察・3」『弘前学院大学・短期大学地域総合文化研究所紀要 第 11 号』1999 年。

麻生の研究は、東北地方という 1 つの地域に限定し

明治期の女子初等教育腐臭学者対策

て女子の就学状況と女子教育観を男女共学や裁縫科の普及など多角的に言及した点で注目される。しかしこれらの研究は「明治期東北地方における女子の就学状況と女子教育観」を明らかにすることを目的としており、本稿で考察するような就学向上のための対策に関する研究ではない。

- 2) 『文部省年報』の統計資料のうち、特に就学率については、その数値が不正確であるとの指摘が先行研究によってなされている。例えば、安川寿之輔は、就学率に出席率を加味して考えるべきだと述べている。また土方苑子は人口推計から算出した数値を用いて、『文部省年報』の値に問題があることを明らかにしている。土方は就学率が不正確なものとなった要因として、母数となる学齢児童数の把握に問題があることや就学者数の範囲が年度によって異なることをあつたことを指摘している(土方苑子「『文部省年報』就学率の再検討 学齢児童はどのくらいいたか」、日本教育学会編刊『教育学研究』54巻第4号、1987年、1~10頁、参照)。そこで今回は、『文部省年報』に掲載されている就学率を用いず、各年の尋常小学校生徒数に着目して、検討を行うこととした。

『文部省年報』の初等学校生徒数を示す統計表の記述方法は、一定していない。そこで今回は、統計調査の時点で小学校(尋常小学校)に就学している者を対象としている以下の資料を用いた。

- ・「学齢児童」から「修学」の項(「明治十九年学齢修学不修学一覧表」、第14年報、明治19年)。
- ・「尋常」の項(「小学校生徒」、第20年報、明治25年)。
- ・「現在尋常小学科就学」(「学齢人員就学」、第26年報、明治31年)。
- ・「尋常小学校ノ教科ヲ修ムル者」(「学齢児童就学(既二就学ノ始期二達シタル者)」、第32年報、明治37年; 「尋常小学校ノ教科ヲ卒ヘタル者」という別項があるため、この項が現在の就学者を示していると考えられる)。
- ・「尋常小学校ノ教科ヲ修ムル者」(「学齢児童就学(既二就学ノ始期二達シタル者)」、第38年報、明治43年)。

- 3) 『文部省年報』では、全国を5つの地方部に分けている。それぞれの分類は、次の通りである。但し、明治

41年度より、地方部による分類が行われなくなる。

- ・第一地方部：東京、神奈川、新潟、埼玉、千葉、茨城、群馬、栃木、静岡、山梨、長野 計11都道府県
- ・第二地方部：北海道、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田 計7都道府県
- ・第三地方部：京都、大阪、兵庫、奈良、三重、愛知、滋賀、岐阜、福井、石川、富山、和歌山 計12都道府県
- ・第四地方部：鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知 計9県
- ・第五地方部：長崎、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄 計8県

但し、奈良県と香川県は、明治19年時点では、まだ出来ていなかった。

- 4) 深谷は、江戸時代の寺子屋の女子就学比を算出しているが、ここでも明治19年と同様に大都市部では女子就学比が高く、第二、第五地方部の県では低い傾向が見られた。(前出『良妻賢母主義の教育』、34頁、参照)。なお、深谷は、各道府県について、明治9年、14年、23年の3カ年の男子と女子の就学率と男子に対する女子進学率を算出して、各年の特色について述べている。深谷は、明治14年の状況から「県による特性 義務就学に対する反応の相違」が生まれている(深谷昌志『教育名著選集 良妻賢母主義の教育』黎明書房、1998年、78ページ)と指摘している。このような県毎の状況は、各県の就学督促や就学に対する意識などを反映していると考えられる。よって各県の女子の就学状況についてある時点の状況に着目するだけではなく、明治期を通じてどのように女子就学状況が変動したのか、その軌跡を考慮することで、各県の女子就学に対する対策等の違い等が明らかになるものと考ええる。

- 5) 麻生は、深谷作成の資料を用いて、この傾向を封建主義の強い地域であったと指摘した。(前出「明治前期東北地方における女子の就学状況と女子教育観に関する一考察 その1・女子の学問の不要視と男子共学の可否をめぐる問題」、3頁)。

- 6) 但しこれは1日でも学校に登録を行った人数も数に加えられているので、日々学校に通う生徒数が安定す

るのは、明治40年代に入ってからのことだと言われる。就学率に出席率を乗じた数値を「実質的就学率」あるいは「通学率」として用いることがある。『学校の歴史 第2巻 小学校の歴史』(仲 新監修、第一法規出版株式会社、1979年、69頁)によれば、男女含めた実質就学率は、明治41年になって初めて90%を越えている。

7) 世界教育史研究会編『世界教育史体系 34 女子教育史』講談社、昭和52年、264~267頁、参照。

8) 近代熊本女性史年表刊行会編刊『近代熊本女性史年表』、1999年。

『年表』は、「明治維新から昭和前期までの約80年にわたる激動の時代を熊本の女性たちはどう生きてきたのか。そのくらしや歩み、運動、実践などすべての領域にわたる事実関係を各種文献、新聞資料などに一々に当たり、検証しながら緻密に年表化するという総体系化したものである。(伊豆英一「『近代熊本女性史年表』刊行によせて」、前出『近代熊本女性史年表』。)

9) 日本近代教育史事典編集委員会編『日本近代教育史事典』平凡社、昭和46年、90ページ。

10) 『九州教育雑誌』(九州雑誌社刊)は、明治中期~後期にかけて熊本市内で発行された教育雑誌である。内容は、社説、教育に関するトピック毎に簡単な意見をまとめた「江湖漫録」、論説、詩歌、雑録、雑報等により構成されている。

雑報では、熊本の教育界動向の紹介をはじめ、九州各県の教育界動向についても報告されている。

11) 前出『九州教育雑誌』、157号、明治33年10月15日、27ページ。

12) 「社説 新小学校令」前出『九州教育雑誌』、154号、明治33年9月15日、2ページ。

13) 「教育基金特別会計法」では、日清戦争の償金の一部である1000万円を教育基金として、普通教育費に使用することが定められた。「小学校教育費国庫補助法」は、小学校教育費を補助するために国庫より毎年補助金を市町村に交付することを定めた法律であるが、ここでは「学齢児童数及就学児童数二比例シテ之ヲ配布ス」とあり(神田修 他編『史料 教育法』学陽書房、昭和48年、277頁)、補助金の金額に学齢児童の数や

就学児童数を反映させることが記されている。同年の「教育基金令」では、教育基金の利子から「前年十二月三十一日現在ノ学齢児童数二応シテ北海道庁及府県ニ配当ス」ることが定められている(前出『史料 教育法』、278頁)。翌年の「市町村立小学校教育費国庫補助法」の制定により、先の「小学校教育費国庫補助法」は廃止され、補助の対象も教員の年功加俸および市町村立尋常小学校教員の特別加俸に限定された。しかし、この「市町村立小学校教育費国庫補助法」においても、その補助金は「学齢児童数及就学児童数ノ和二比例シテ之ヲ配布ス」と定められていた(前出『史料 教育法』、270頁)。

14) 子守学校や学級は、主に地域のボランティア活動に支えられていた部分が大きく、その形態等は多様であった。

15) 深谷は、「女子就学のための施設」と題して、裁縫科、女教員の養成、子守学校を挙げている(前出『世界教育史体系 34 女子教育史』267~273頁、参照)。

16) 例えば、明治30年7月14日の『九州日日新聞』の記事によれば、熊本県教育会総集会において女子の就学を奨励する方法を討論している中で、女子を重視するか否かによって国の存亡が決まるなどの意見が出されている。

17) 「熊本県学齢調査標準」(『九州教育雑誌』139号、明治33年1月30日、参照)は、各町村役場の学齢者調査の雛形である。この調査票では、「就学義務の既に生じた者」について、「就学者」と「現在不就学」に分類され、さらに「現在不就学」は、「本年半途退学」、「前年半途退学」、「未就学」の3項に分けられ、各々それぞれ「貧困」、「疾病」という不就学の理由によって分類されていた。この調査表によって、不就学の実態が明確に把握できることとなったものと思われる。

18) 熊本県教育会編刊『熊本県教育史』中巻、昭和6年、159~161頁、参照。

就学奨励旗などの試みは、明治初期から広く全国的に行われていた就学督促の方策であり、熊本だけが特別に行っていた就学奨励の方法というわけではない。むしろ熊本での取り組みは、遅い方であった。

なお「就学奨励旗授与規則」は、明治35年2月9日に県訓令第17号「教育奨励規程」の制定を以て廃止

明治期の女子初等教育腐臭学者対策

- された。「教育奨励規程」でも就学奨励旗が授与することが定められていた。ここでは「就学奨励旗授与規則」と異なり、授与基準に就学率だけではなく、出席平均率も加味される旨が記されていた。よってこの時点で、就学率向上から出席率の向上へと目的が変わってきたことが窺える。
- 19)熊本県教育会 編刊『熊本県教育史』中巻、昭和6年、159ページ。
- 20)前出『熊本県教育史』中巻、158ページ、参照。
- 21) 同上、参照。
- 22)「学齡中に於ける年長就学者を教育すなる方法」、『九州教育雑誌』第148号、明治33年6月15日、36頁。
- 23)『九州教育雑誌』第149号、明治33年6月30日、38頁、参照。
- 24)この談話は、明治33年4月に菊池郡西部教育会で行われた報告の採録であった。阿部東作「子守教育」、『九州教育雑誌』第149号、明治33年6月30日、20～24頁、参照。
- 25) 脇本小学校「子守教育教科課程及毎週教授時間表」、『九州教育雑誌』第150号、明治33年7月15日、18～21頁、参照。
- 26) 鹿児島県中出水尋常高等小学校「児守教育二関スル調査概要」、『九州教育雑誌』第151号、明治33年7月30日、16～18頁、参照。
- 27)前出『近代熊本女性史年表』、46頁。
- 28)麻生は明治20年前後の大日本教育会における男女共学の可否をめぐる討論の分析を行っているが(前出「明治前期東北地方における女子の就学状況と女子教育観に関する一考察 その1・女子の学問の不要視と男子共学の可否をめぐる問題」参照)、『年表』で見ると、熊本では明治20年代には、男女共学もしくは別学に関する記事は確認できず、ほとんど関心が持たれていなかったようである。
- 29)子守学校については近年、長田三男が著書『子守学校の実証的研究』(早稲田大学出版部、1995年)の中で、その実態について多角的に検討を行っており、注目されている。同書の特色の1つとして、36道府県318校という多数の子守学校の存在を明らかにしている点が挙げられるが、熊本については1件も報告されていなかった。

Ways of increasing the girls' attendance in primary schools in the Meiji era, Japan

Yukari URABE
(former CICE assistant professor)

The purpose of this paper is to examine ways for diffusing girls education in developing countries from the Japanese experience. While the importance of girls education has been widely recognized in the world today, a number of developing countries are still suffering from a low-attendance of girls at primary schools.

The Main factors causing this problem are generally considered as follows.

1. Many girls have to do a lot of domestic chores; including baby-sitting, housekeeping, farming and others. Their parents expect them to do this kind of work at home.
2. Many girls and their parents believe that school curriculum is irrelevant to their daily lives.
3. School fees and related costs are too high to be afford.
4. They tend to think that education does not benefit girls.
5. Schools are located far from their homes to for regular attendance.

Japan also had the same problem in 1872 when modern education started and successfully overcame them throughout the Meiji era. Educational reforms were effective and increased the girls' attendance at school. All the reforms were carried out in each prefecture. Focusing on these reforms at Kumamoto Prefecture, school activities and the communities' involvement were analyzed in relation to girls education based on related articles of newspapers and journals.

In the analysis, it was found that "*Komori-gakkyu*"(baby-sitting class), which was organized on voluntary basis by teachers and community people within school premises, was remarkably effective in improving girls' participation in primary schooling.